

## 平成27年第4回玉名市農業委員会総会議事録

平成27年3月5日（木）午後2時 玉名市福祉センター 会議室B  
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	東 令佐	2番	取本 一則	3番	清田 順次	4番	西川 英文
5番	井上 清晴	6番	鶴田 克士	7番	永田 知博	8番	松本 恒幸
9番	荒木ひろ子	10番	坂本 誠二	11番	竹下 宏介	12番	坂西 孝之
13番	本田多美子	14番	森川 正志	15番	丸山 近信	16番	田辺 信之
17番	鎌本 勝利	18番	荒木まつ子	19番	大野 金生	20番	福田 友明
22番	小路 修三	23番	徳井 勝美	24番	田上 均	25番	杉本 征子
26番	小島 昌文	27番	植田 勇一	28番	植田 英男	29番	三川 了
30番	田上 輝行	31番	米野 旨雄	32番	松本 哲海	33番	生田三之利
34番	堀田 昌子	35番	谷川 文武	36番	岩永 幹生	37番	池本 信秋
38番	小田 募						

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

21番 田上 一

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0 名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 宮田 辰也 次長 二階堂 正一郎  
係長 上村 健也 参事 西山 美和 主査 田川 由香 主任 中根 剛

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1 名

### 議 題

第13号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）  
第14号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）  
第15号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）  
第16号 事業計画変王承認申請について（5条許可後）  
第17号 農地の転用許可申請について（4条許可分）  
第18号 農地の転用許可申請について（5条許可分）  
第19号 農用地利用集積計画の決定について  
第20号 耕作法吉の農地・非農地の判断について

報 告

第 8号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

第 9号 農地の形状変更届について

## 1. 開 会

○事務局長（宮田辰也君） みなさん、こんにちは。それでは、定刻となりましたので開会したいと思います。現在の出席委員は、38名のうち田上一委員が欠席ということで、それと荒木まつ子委員がちょっとまだ連絡はありませんけども、連絡をとっているところであります。

38名中36名の出席でございますので、玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会議は成立しております。

ただいまから、平成27年第4回玉名市農業委員会総会を開催いたします。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（宮田辰也君） まず、会長より御挨拶をいただき、引き続き会議規則第4条により議長をお願いし、進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

○会長（東 令佐君） こんにちは。本日はお忙しい中に出席いただきまして、ありがとうございます。

早速ではございますが議事に入りたいと思います。

本日の議案は、議第13号より議第20号までの75件と、報告第8号から報告第9号までの23件が提案されています。慎重なる審議、よろしく願いいたします。

-----○-----

## 3. 議事録署名委員指名

○会長（東 令佐君） 本日の議事録の署名委員は、35番、谷川委員と37番、池本委員をお願いいたします。

-----○-----

## 4. 議 事

○議長（東 令佐君） それでは、議事に入ります。

議第13号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第13号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成27年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、大阪府と下の申請人で、申請物件、下677-1、田1,905㎡、妻の妹の子への贈与であります。

2番、熊本市と下の申請人で、申請物件、下1527、畑515㎡、労働力不足と経営拡張による売買でございます。

3番につきましては、3月3日に取下げが行なわれております。

4番、石貫の申請人で、申請物件、石貫1696、田1,135㎡外6筆、計7,524㎡、子への贈与であります。

5番、石貫の申請人で、申請物件、三ツ川744-1、田1,301外1筆、計の1,371㎡、子への贈与であります。

6番、岱明町の申請人で、申請物件、岱明町鍋1420、田990㎡外9筆、計の7,198㎡、妻への贈与であります。

次のページをお願いします。

7番、岱明町の申請人で、申請物件、岱明町扇崎1483、田937㎡、労働力不足と経営拡張による売買でございます。

8番、岱明町と長洲町の申請人で、申請物件、岱明町扇崎983、田114㎡外2筆、計の1,677㎡、労働力不足と経営拡張による売買でございます。

9番、熊本市と横島町の申請人で、申請物件、三ツ川2763-2、畑765㎡、労働力不足と経営拡張による売買でございます。

10番、横島町の申請人で、申請物件、横島町横島8799、田971㎡、労働力不足と経営拡張による売買でございます。

11番、天水町の申請人で、申請物件、天水町尾田205-2、田3,109㎡外4筆、計の14,828㎡、孫への贈与であります。

12番、天水町の申請人で、申請物件、天水町小天4501、畑348㎡外21筆、計の16,862㎡、子どもへの贈与であります。

以上11件、合計の54,975㎡を御提案申し上げます。農地法第3条第2項の各号の禁止規定に照らし申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全て満たしているものと判断しましたので、御提案申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より担当委員の説明をお願いいたします。

1番と2番は委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○15番（丸山近信君） 15番、丸山です。1番と2番について説明します。

譲渡人は2名とも遠方で耕作ができないということでした。また高齢でもあります。1は妹の子へ贈与ということで、特に問題ないと思います。それから、2は経営拡張で、自宅の隣接地であり、下限面積も満たしており、許可相当と判断します。

以上です。

○議長（東 令佐君） 次、3番につきましては取下げがなされておりますので、4番、5番、どうぞ続けて。

○2番（取本一則君） 2番、取本です。4番、5番について説明をいたします。

譲渡人と譲受人は親子関係でございまして、譲渡人は高齢でございまして、結構まだ元気で農作業をされておられます。子に生前に贈与したいということでございまして、お母さんと親父さん分を全部贈与ということでございまして、下限面積も満たしており、許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、6、7、8も委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○23番（徳井勝美君） 23番、徳井です。6番の案件について説明いたします。

譲渡人と譲受人は夫婦で、譲受人のほうへ、妻への贈与ということで、下限面積も満たしており、許可相当と思います。

7番について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、下限面積も満たしており、許可相当と思います。

8番について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、これもまた下限面積も満たしており、許可相当と思います。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、9、10番、これも委員さんが同じですので。

○17番（鍛本勝利君） 9番は17番、鍛本が説明します。

○議長（東 令佐君） どうぞ。

○17番（鍛本勝利君） 譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張、譲渡人は熊本市内の方で、距離的にも遠く、譲受人は近隣地が自分の土地であり、購入するそうです。また、この土地にはオリーブを植える予定だそうです。何ら問題はないと思われます。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、10番、どうぞ。

○25番（杉本征子君） 25番、杉本です。10番について説明いたします。

申請地は請人が管理耕作しておる土地でございまして、渡人は労力不足ということで処分されるものです。何ら問題はないかと思えます。許可は相当と思えます。

○議長（東 令佐君） 11番、どうぞ。

○33番（生田三之利君） 33番、生田です。11番の案件について説明いたします。

孫への贈与であり、下限面積も満たしており、何ら問題なく許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、12番、どうぞ。

○38番（小田 募君） 38番、小田です。12番について説明いたします。

渡人、受人とも親子で、子への贈与でございますので、許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第13号について、許可することに決定しました。

次に、議第14号、農地法第3条、農地の貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第14号に入ります前に、先ほど合計の面で11件の54,975と申しあげましたけども、3番が取下げになっておりますので、54,553㎡でございます。失礼しました。訂正をよろしく申し上げます。

続きまして、議第14号、農地の貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成27年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、滑石の申請人で、申請物件、滑石863、田545㎡、労働力不足と経営拡張により、平成27年3月5日より5年間の契約であります。

2番、滑石の申請人で、申請物件、滑石405、田2,143㎡、労働力不足と相手方の要望により、平成27年3月5日より5年間の契約であります。

3番、滑石の申請人で、申請物件、滑石1170、田1,214㎡外1筆、2,933㎡、耕作不便と相手方の要望により、平成27年3月5日より5年間の契約であります。

以上3件、合計の5,621㎡を御提案申し上げます。

農地法第3条第2項の各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地の利用をすること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断しましたので御提案申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

2番、3番については、申請人が農業委員本人となっておりますので、まず1番を審議いたします。

受付番号1番の担当委員の説明をお願いいたします。1番、どうぞ。

○6番（鶴田克士君） 6番の鶴田です。貸人は労力不足ということで、借人は経営拡張ということで、借人の方は野菜を夫婦で作りながら頑張っておられますので、下限面積も満たされておりますので、許可相当と思われれます。以上です。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の貸借権設定許可申請について、1番は原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第14号の1番については、許可することに決定しました。

引き続き、2、3の審議に移りますが、申請人が農業委員となっておりますので、農業委員会法第24条並びに玉名市農業委員会会議規則第10条に基づき、議事参与の制限がありますので、委員の退席をお願いいたします。

— 6番 鶴田克士君 退室 —

○議長（東 令佐君） それでは、2、3番の担当委員の説明をお願いいたします。どうぞ。

○5番（井上清晴君） 5番、井上です。貸人は労力不足で、借人は相手方の要望ということで、許可相当と思います。

3番は、貸人は耕作不便ということで、借人は相手方の要望、貸人はこれは入院してますので、仕事ができないそうですので、許可相当と思います。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の貸借権設定許可申請の2番、3番については、原案のとおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第14号の2番、3番については、

許可することに決定しました。

— 6番 鶴田克士君 入室 —

次に、議第15号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第15号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権許可申請について許可するものとする。平成27年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、天水町の申請人で、申請物件、天水町尾田1268-1、畑1,537㎡、農業者年金受給により、平成27年4月1日より27年間の契約であります。

2番、天水町の申請人で、申請物件、天水町部田見2185、田868㎡、農業者年金受給により、平成27年3月5日より18年間の契約であります。

次のページをお願いします。

3番、天水町の申請人で、申請物件、天水町立花1906、田2,764㎡外14筆、計16,221㎡、農業者年金受給により、平成27年3月5日より10年間の契約であります。

以上3件、合計18,626㎡を御提案申し上げます。

農地法第3条第2項の各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地の利用をすること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断しましたので御提案申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より担当委員の説明をお願いいたします。1番、どうぞ。

○33番（生田三之利君） 33番、生田です。1番の案件について説明をいたします。

農業者年金の受給のためであり、何ら問題なく許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、2番、どうぞ。

○32番（松本哲海君） 32番、松本です。2番の案件について説明します。

使用貸人、借人は親子関係で、農業者年金受給のための申請です。下限面積も満たしており、許可相当と思います。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、3番、どうぞ。

○37番（池本信秋君） 37番、池本です。3番の案件について説明いたします。

借人、貸人は親子関係で、親子でみかんを栽培されておられます。農業者年金受



給のためです。何ら問題はございません。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。はい、どうぞ。

○7番（永田知博君） 1番の案件についてちょっとお尋ねします。

この備考欄の貸付地返還というのは、これはどういうふうなあれですかね。

○事務局長（宮田辰也君） 書き方はこういうふうになっておりますけど、前の方との期間満了でこういうふうになっております。貸してあったやつを期間満了ということで、今度新たに息子さんと。

○7番（永田知博君） ああ、それで息子さんの方に。はい、わかりました。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第15号については、許可することに決定しました。

次に、議第16号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第16号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定により下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成27年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

申請物件、岱明町下前原1090-1、畑535㎡外5筆、683.42㎡、当初計画者は、分家住宅を建設するために先行してこの用地を取得していましたが、転勤が続きまして、転勤が続くため、福岡のほうにマンションを購入したため不要となった次第でございます。

継承者が個人住宅を建設するというので、個人住宅と進入路の建設をする予定でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

担当委員の説明をお願いいたします。どうぞ。

○20番（福田友明君） 20番、福田です。ただいま事務局のほうから説明がありましたとおりでございます。またこの事業計画変更後にですね、議第18条におきま

して、再度農地転用許可申請が出ておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。はい、どうぞ。

○25番（杉本征子君） 25番、杉本です。許可を取られてから30年近くたっておりますが、現地はどのようになっておりましたか。

○事務局長（宮田辰也君） 許可は下りてるわけですので、造成されてきれいに整地された状態でございます。

○25番（杉本征子君） はい、わかりました。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第16号について、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第17号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第17号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成27年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件、石貫4365-3、田330㎡、農家住宅としての転用でございます。

2番、申請物件、岱明町庄山359、田406㎡外1筆、計の488㎡、太陽光発電施設24.8kwと、及び進入路による転用でございます。

3番、申請物件、横島町横島8834-3、田203㎡、住宅建設に伴う進入路としての転用でございます。

4番、申請物件、横島町横島7408-3、田49㎡、宅地建て替えによる宅地拡張の転用でございます。

5番、申請物件、天水町立花1731-2、田88㎡外1筆、計の154㎡、研修生の貸住宅を建てるということによる転用でございます。

以上5件、合計の1,224㎡を御提案申し上げます。申請内容を農地転用許可

基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、御提案申し上げます。

地元委員さん同行のうえ現地調査を行なっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より担当委員の説明をお願いいたします。1番、どうぞ。

○2番（取本一則君） 2番、取本でございます。今回のこの申請物件は、県道玉名八女線、現在、地域医療センターのそこから南関のほうに向かって今、工事が行なわれております、玉名八女線の道路改良工事に伴う家屋移転のための転用でございます。転用箇所は、現在の物件の隣接した農地でございます、農用地区域外の第2種農地でございます。

建物の予定が平屋建てで建築する予定でございます、雨水は地下浸透して、隣接の水路に放流すると。家庭雑排水につきましては、合併浄化槽で処理し、その水路に放流するという計画でございます。

現地調査の結果、本件は許可相当と判断いたしました。以上でございます。

○議長（東 令佐君） 次、2番、どうぞ。

○19番（大野金生君） 19番、大野です。2番を説明します。

申請人は生活の合理化を図るために、国・県が推進する太陽光発電施設を設置するものです。発電は24.8kwの出力です。

申請地は、生産性が低い農地であり、自宅に隣接しており、施設管理に便利で、また、近隣に被害をおよぼすことのない設備であるため、適地と選定したものです。申請地は南側は土手、北側は小川、東側は荒地、西側は自宅、転用することで隣接地に被害をおよぼすことはありません。雨水は自然浸透で、オーバーフロー分については北側の小川に放流します。生活雑排水関係はありません。したがって、現地調査の結果、本件は許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、3番、どうぞ。

○25番（杉本征子君） 25番、杉本です。3番について説明いたします。

申請地は集落内にありまして、申請人、今、住居を建て替え中でありまして。それに進入路が必要になり、今回の申請になります。雨水は自然浸透、付近のおよぼす影響はないかと思います。許可は相当かと思っております。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、4番、どうぞ。

○26番（小島昌文君） 26番、小島です。4番目について説明します。

個人住宅建設のための申請です。今の宅地が狭いので宅地拡張をするものです。雨水と生活雑排水は、今使用しているものを使います。土砂の流出がないようにブ

ロックで囲みます。何も問題なく許可相当と思います。

○議長（東 令佐君） 次、5番、どうぞ。

○34番（堀田昌子君） 34番、堀田です。5番の案件について説明します。

申請地は、外国からの農業研修生及び就労者のための住宅を1棟建設予定です。東と南は道路、北側は水路に囲まれています。給水は近くにある申請人の土地のボーリングから給水管をつなぎ使用します。生活雑排水、汚水は、合併浄化槽を設置し、北側の水路に流します。雨水も同様です。現地調査の結果、許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。はい、どうぞ。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第17号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第18号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第18号に入ります前に、17号の4番ですけども、農地区分が農振農用地区域内の農地ではありますが、現在公告縦覧中ですので、今月中に農振地域から外れる予定でございます。よろしく申し上げます。

それでは、議第18号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成27年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件、松木30-1、田320㎡、個人住宅としての転用でございます。

2番、申請物件、山田1383-1、畑358㎡、個人住宅としての転用でございます。

3番、申請物件、築地1754-1、畑406㎡、個人住宅としての転用でございます。

4番、申請物件、築地9-1、田318㎡、個人住宅としての転用でございます。

5番、申請物件、滑石2611-6、田500㎡、これも個人住宅としての転用

でございます。

6番、申請物件、滑石1734-1、田204㎡、露天資材置場としての転用でございます。

7番、申請物件、伊倉北方230-1、田803㎡外1筆、計の1,299㎡、太陽光発電施設51.84kwの転用でございます。

次のページをお願いします。

8番、申請物件、伊倉北方239-1、田233㎡、貸駐車場10台分の転用でございます。

9番、申請物件、伊倉北方550-1、田411㎡、農業用倉庫及び農作業所による転用でございます。

10番、申請物件、宮原478-5、畑298㎡、建売住宅1棟の転用でございます。

11番、申請物件、上小田510-1、畑1,112㎡、太陽光発電施設47.95kw建設による転用でございます。

12番、申請物件、岱明町下前原1089-4、畑26㎡外5筆、計の683.42㎡、個人住宅及び進入路としての転用でございます。これは先ほどの議第16号1番との関連でございます。

13番、申請物件、岱明町浜田179-1、畑682㎡、個人住宅及び倉庫、資材置場としての転用でございます。

14番、申請物件、岱明町高道706-2、畑590㎡、太陽光発電施設29.298kwの転用でございます。

15番、申請物件、横島町横島1465-1、畑678㎡、書道教室及び駐車場への転用でございます。これも農地区分は農用地内の農地ではありますが、現在公告縦覧中でございます。

次のページをお願いします。

16番、申請物件、天水町部田見1639-5、田396㎡、個人住宅としての転用でございます。

17番、申請物件、天水町部田見494-2、畑370㎡、受水槽の建て替え及び駐車場14台分の転用でございます。これも農地区分は農用地区域内の農地ではありますが、現在、公告縦覧中でございます。

18番、申請物件、天水町部田見490、畑343㎡、倉庫としての転用でございます。

19番、申請物件、天水町小天8328-2、田356㎡、個人住宅としての転用でございます。これも農地区分は農用地区域内の農地ではありますが、現在公告縦

覧中でございます。

以上19件、合計の9,557.42㎡を御提案申し上げます。

申請内容を農地転用許可基準全ての事項ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので御提案申し上げます。地元委員さんの同行のうえ現地調査を行なっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より担当委員の説明をお願いいたします。1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、清田です。1番の案件について御説明申し上げます。

申請の所在地はですね、松木地区の宅地基盤整備がなされた一画でございます。貸人と借人は親子関係というふうなことで、そこに個人の住宅を建築というふうなことでございます。西側のみが住宅地というふうなことで、ほかは道路が市道が入ってるというふうなことで、上下水道も完備してるというふうなことで、何ら問題ないというふうなことで、許可相当でございます。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、2、3、4番につきましては、委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○4番（西川英文君） 4番、西川です。2番から4番までの案件につきまして説明いたします。

まず2番ですけども、これは広域農道蛇ヶ谷公園近くなんですね。そこから入ったところですが、市道に接しております、そこに上下水道を埋設してありますので、それを利用するという事です。雨水は自然浸透し、余った分は集合柵から側溝に流すということでございますので、許可相当と判断いたしました。

3番の案件ですけども、これは玉名バイパスのつい先般事故があったところのすぐ近くなんですが、バイパスより進入路を造って、当然、バイパスには上下水道が埋設されておられませんので、ボーリングをついて使用するし、また、生活雑排水は合併浄化槽を利用して処理し、排水路に流すということでございます。

これも隣接地は前回の総会で転用許可が下りたところですので、何ら問題なく許可相当と判断いたしました。

4番の案件ですが、これはまた市道に接しております、上下水道をそれに埋設してありますので、それに接続して利用するという事です。雨水は自然浸透、集合柵で水路に流すということで、これも現地調査の結果、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、5番、6番につきましても委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○5番（井上清晴君） 5番、井上です。5番の案件について説明します。

申請人は親子関係であり、今回父親の所有農地に個人住宅を建てるものです。申請地は、申請地周辺の状況については、東側は市道、南は国道です。西側は排水路、北側は親の住宅地であります。給排水については、東側に市水が通っており、汚水、雑排水は合併浄化槽処理後、西側の排水路に放流し、雨水も同様に水路に放流いたします。現地調査の結果、本件は許可相当と思います。

5番の案件について説明します。

譲受人は建築業をしまして、資材置場の確保等に大変苦勞してまゝです。今回、地権者と相談したところ快く譲っていただきました。つきましては、造成し、数年前に資材置場として利用している土地と同様、資材置場に利用したいと思います。

申請地周辺の状況については、東側は宅地、南は宅地に行く進入路、西側は道路です。北側は資材置場、土地全体が道路より低いので道路並みに盛土し、資材置場として利用して、一体的に資材置場として利用します。雨水は大部分は砂利を敷き、自然浸透とする。余り水は資材置場としていた土地の排水路があるので、そこへ排水します。現地調査の結果、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、7番から10番までも担当委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○12番（坂西孝之君） 12番、坂西です。7番の案件ですけれども、申請地はかなり生産性の低い田んぼでございます。現在もかなりの湿田といたしますか、そういう状況でございます。それでちょっと盛土をして、そこに設置するというところでございます。雨水は側溝に流すということで、何ら問題はなく、許可相当かと思われまゝです。

8番の案件ですけれども、貸駐車場でございます。市道とちょっと段落ちがありまして、市道から段落ちがありまして、そこに盛土をして、市道から直接そこに駐車場を造るということでございまして、これは給水もありませんので、雨水は自然浸透ということで、何ら問題はなく許可相当かと思われまゝです。以上です。

9番の案件でございますけれども、これは農業用倉庫及び農作業所ということでございます。住宅敷地内にございまして、申請地の南側、東側に側溝が通っておりますので、ここも農業用倉庫ということの申請はございませんけれども、雨水はそこに枡をひいて側溝に落とすということで、これも何ら問題はなく、許可相当かと思ひます。

次、10番の案件でございますけれども、建売住宅でございます。住宅地の中に1区画だけ残っておりまして、そこに建設するというところでございます。北側、南側

に住宅が建っておりますので、北側、南側にブロックを設置し、土砂流出を防ぐということでございます。給水は市水が通っておりますのでそれを利用する。雨水、生活雑排水は合併浄化槽を設置し、北側の道路の側溝へ放流するというところでございまして、何ら問題はなく、許可相当かと思われまます。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、11番、どうぞ。

○16番（田辺信之君） 16番の田辺です。11番の案件について説明します。

申請地は1,112㎡で、パネル162枚を設置し、47.95kwを売電する計画です。周辺にはこの太陽光を設置する自宅1件しかなくですね、南は市道ではないと思いますが、2m50ぐらいの道路が走っています。北側は小川が流れています。それで造成する必要もなく、雨水は北側の水路に流すということで、現地調査の結果、許可相当と判断しました。よろしくお願ひします。

○議長（東 令佐君） 次、12番、どうぞ。

○20番（福田友明君） 20番、福田です。12番の案件について説明いたします。

この件は、先ほど議案第16号で事業計画変更許可がされたものでございますが、譲受人は、現在実家にて両親と同居しておりますけれども、手狭であるために、また両親の今後の心労ということを考えてところ、近くに土地が見つかり、個人住宅を建てるというものでございます。場所的には玉名工業の南側に位置してございまして、周りは既に宅地であります。

事業計画ですが、転用面積は683㎡、そのうちの約148㎡が通路ということでございまして、133㎡に木造住宅の平屋建てを建てるということでございます。給排水計画は、北側が市道になってございまして、玉名市の上下水道を利用すると。そしてまた雨水は南側に側溝がありますので、そちらのほうを利用するというところでございます。

被害防除計画は、土砂の流出を避けるために、隣接する所有者に迷惑がかからないようにということでございまして。既に東側と南側の境はブロックで仕切られてございまして、周辺への被害を与える恐れはないので、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、13番、どうぞ。

○22番（小路修三君） 22番、小路です。この申請人は、電気工事を営んでおられまして、ただいま借家のほうで電気工事店をしておられるということでございますが、土地は実家から300mほどしか離れておらず、将来的にも両親の面倒をみる事ができるという距離であるので転用するというところでございます。

ちょっと土地が682㎡となんでございます。電気工事店のために倉庫、資材置場など、やっぱりちょっと広くいるということでございます。住宅部分が97.2



m<sup>2</sup>、倉庫54m<sup>2</sup>、それから資材置場が170m<sup>2</sup>ということでございまして、西のほうに町道が通っておりまして、そこに上下水道が通っております。北側は中学校、また家が隣接しておりますので、何ら問題はないと思います。給排水につきましては、上下水道を利用して、生活雑排水は下水道に接続と、雨水は敷地内に枡を設け、側溝に流すということで、何ら問題はないと思います。許可相当と思います。

○議長（東 令佐君） 次、14番、どうぞ。

○23番（徳井勝美君） 23番、徳井です。14番の案件について説明します。

転用の目的は、太陽光発電設備建設をされます。面積は590m<sup>2</sup>です。120枚で29.28kwです。給排水計画はありません。設置面南側に法面を設けるといことです。敷地内の雨水については自然浸透といことです。現地調査の結果、近隣周辺への被害はないと思ひ、許可相当と思ひます。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、15番、どうぞ。

○28番（植田英男君） 28番、植田です。15番について説明いたします。

譲渡人と譲受人は実の兄弟です。譲渡人は弟さん、ハウス農家です。譲受人、兄さんは書道家です。譲受人の自宅に、受人の自宅の近くに書道教室を開きたいと考えておられます。大人への指導もありますので、駐車場15台分も必要です。プレハブ施設を計画されておられます。雨水は自然浸透、東側と南側にもう既にできています側溝へ流すそうです。生活雑排水は発生しません。汚水も発生しません。土砂の流出もありません。周辺への悪影響もありません。現地調査の結果、許可相当と思ひます。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、16、17、18番は委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○32番（松本哲海君） 32番、松本です。16番の案件について説明します。

転用の目的は個人住宅の建設です。市道に面し、東、南、北に住宅地もあります。給排水計画ですが、給水につきましては、井戸ボーリングを設置するそうです。雨水につきましては浸透枡設置、生活排水につきましては、南側市道内、下水道への接続です。隣接地や道路に一切被害が生じないよう最善の注意を払うそうです。もし雨水・土砂の流出や周辺農地への被害があった場合は、速やかに責任を持って対応するそうです。現地調査の結果、許可相当と判断しました。以上です。

○31番（米野旨雄君） 31番、米野です。17番の案件について説明いたします。

申請者は老人介護施設事業を営む有明ホームです。受水槽設備の老朽化に伴い、新設移転と駐車場の設置です。雨水は南側道路側溝に排水いたします。施設と同程度の高さになるように若干盛土を行なうそうです。L型擁壁を設置して、土砂の流出を防止するそうです。近隣農地への被害発生もないものと思われ、現地調査の結

果、許可相当と思いました。

18番の案件について説明いたします。これも同じ有明ホームの隣接した土地に、介護施設事業のための備品とか物品類などを保管する倉庫を建設するものです。造成は不要で、土砂の流出はないものと思われます。雨水は地下の自然浸透による自然排水です。農地への被害発生はないものと思われ、許可相当と思われました。よろしく願いいたします。

○議長（東 令佐君） 次、19番、どうぞ。

○34番（堀田昌子君） 34番、堀田です。19番の案件について説明します。

申請地は、宅地と隣接している土地であり、集落の端に位置しています。第1種農地ですのでほかに数件検討されたみたいですが、価格の問題もあり、親戚の土地であり、現在の借家の目の前のこの土地を選定されました。そのため給水は現在入ってる隣保組合の水道施設を利用できます。生活雑排水・汚水は合併浄化槽を設置、西側の水路に流します。雨水も同様です。

農地への影響は、間に道路がありますので、日照、土砂の流出等も問題ありません。現地調査の結果、許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。はい、どうぞ。

○13番（本田多美子君） 13番、本田です。12番の案件についてお尋ねします。

12番は幸いにつきといいますか、議第16号の1番の事業変更を承認されて継承されていたということによかったんですが、すみません、前のとき質問しなきゃいけなかったんですけど、この議第16号の分です、30年もたっているという、いろいろな転勤とか何とかで駄目だったということだったんですが、一応転用許可がでてから計画どおりに1年間、1年以内ぐらいにしなきゃいけないので、こういうときは、この方からいろいろ、何年ごとに連絡があるとか、事務局のほうから何年ごとに催促じゃないけど、どうなってますかとか、そういうことはこの件に関してなさってたんでしょうか。

○事務局長（宮田辰也君） すみませんけどですね、一応許可を発行しましてですね、1年以内に住宅であれば建ててくれということは言っておりますけども、この件に関してですね、そのへんがなされてなかったのが実情であります。

○13番（本田多美子君） じゃあ本人さんが、30年たってから、継承者ができたからと、本人さんから取り消しますということが。

○事務局長（宮田辰也君） いや、この案件、こっちのですね、議第18号のほうです、取られたので、調べたところが、その許可が発行されていたところでございます。

- 13番（本田多美子君） 全然昔のことでわからん、やっぱりこういうことはですね、やっぱり途中ずっと追跡じゃないけど、していかなきゃいけないかなと思ってですね。
- 事務局長（宮田辰也君） そうですね、これからですね、気をつけていきたいと思っております。
- 20番（福田友明君） 委員長、よろしいですか。
- 議長（東 令佐君） はい、どうぞ。
- 20番（福田友明君） 補足になりますけれども、私たちも現地調査をいたしました。それで、既に本来ならば1年もしないとセイタカアワダチ草が立ちますよね、普通だったら。だけど管理者が非常に良くてですね、みごとに草が生えてないような状態で、素晴らしい管理者だなとは思いましたですね。先ほどおっしゃったけれども、こういうことの事業計画変更、岱明町時代はやったと思いますよ、何回かですね、その後やっぱり本人が点々と移動していたから、その付近を含めてそういう状況になったんじゃないでしょうか。
- 議長（東 令佐君） よろしいでしょうか。
- 13番（本田多美子君） はい。
- 議長（東 令佐君） はい、どうぞ。
- 3番（清田順次君） 今の件なんですけどね、3番、清田ですが、この土地の30年間の固定資産税とかそういうふうなのは、これはどういうふうになっとつとですかね。宅地並み課税になっとつとですか。ならずっと払いよらしたていうこっですたい。はい、わかりました。
- 議長（東 令佐君） ほかにございませんか。
- （なしの声）
- 議長（東 令佐君） それでは、ないようですので、採決に移ります。農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。
- （全員 挙手）
- 議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第18号については、許可相当と意見決定することに決定しました。
- 次に、議第19号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
事務局より説明を求めます。
- 事務局長（宮田辰也君） 議第19号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、平成27年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について、次のとおり意見決定するものとする。平

成 27 年 3 月 5 日、玉名市農業委員会会長、東令佐。

別紙、農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市長より意見を求められています。17 ページから 21 ページまでの 32 件の集積でございます。

21 ページをお願いします。所有権移転 4 件、7,860 m<sup>2</sup>、利用権設定 27 件、90,900 m<sup>2</sup>、利用権転貸 1 件、2,876 m<sup>2</sup>、合計 32 件、101,636 m<sup>2</sup>の集積でございます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものと考え、御提案申し上げました。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第 19 号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

次に、議第 20 号、荒廃農地の非農地化についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第 20 号、耕作放棄地の農地・非農地の判断について。

農水相経営局通知「耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」に基づき、下記農地を農地・非農地と判断する。平成 27 年 3 月 5 日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

耕作放棄地のうち非農地対象農地については、昨年 11 月 26 日、27 日、28 日に玉名町築山地区を、また、12 月 15 日、18 日に石貫地区をそれぞれ担当委員さんと事務局同行のうえ、1 筆ごとに現地調査を行ないました。その結果、玉名町築山地区及び石貫地区において、170 筆中 86 筆、106,254 m<sup>2</sup>を農水省経営局通知、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断基準等に基づいて、農地には該当しないと判断し、また 41 筆、25,831 m<sup>2</sup>を耕作可能な農地と判断しましたので御提案申し上げました。よろしくお願ひします。

なお、非農地と判断した場合は、所有者に対して非農地通知を、また、県、法務局等の関係課に対しましては、非農地通知書の一覧表を送付したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

- 議長（東 令佐君） 事務局の説明が終わりました。  
御意見、御質問はございませんか。  
はい、どうぞ。
- 13番（本田多美子君） 初めてのことで、これすごい作業になられたと思うんですけど、これはずっとしていかれるんでしょう。この前言われたように担当地区、ずっと私たちのところも全部回られるんでしょう。
- 事務局長（宮田辰也君） はい、そうです。
- 13番（本田多美子君） ですよ。だけ、しなはったんですよ。
- 事務局長（宮田辰也君） まずはじめに玉名町、築地、それから石貫地区をはじめとして、これからずっと、その説明はまた事務局のほうからいたしますので。
- 13番（本田多美子君） ええ、どがん基準とかなんとかも。非農地にする場合の基準ていうかな、しっかりしてあつていうかな、どういうところが非農地にしたとかはまたあとで説明されますか。
- 事務局長（宮田辰也君） その件につきましてはですね、非農地にしたところは雑木が生えて。
- 13番（本田多美子君） 木とかなんとか生えて。
- 事務局長（宮田辰也君） はい、農地には復元できないと判断したところを、非農地化ということで通知をしようかと思っております。
- 13番（本田多美子君） 八嘉は結構あるけん、どがんとこば非農地になるかなてそんな心配しよる。
- 事務局長（宮田辰也君） 多ございますけども、時間もかかると思いますが、そのときはよろしくお願ひします。
- 13番（本田多美子君） はい、わかりました。
- 33番（生田三之利君） これは必ず農業委員が同行するわけですか。同伴するかどうか、どがんなつと。
- 事務局長（宮田辰也君） 農業委員さんと事務局とで。
- 33番（生田三之利君） 農業委員だけじゃないわけですか。
- 事務局長（宮田辰也君） いや、農業委員さんと事務局のほうで見てまいります。1回耕作放棄地としてあげていたところをですね、一緒に回りたいたいと思っております。
- 33番（生田三之利君） わかりました。
- 議長（東 令佐君） ほかにございませんか。  
(なしの声)
- 議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。  
荒廃農地の非農地化について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙

手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(東 令佐君) はい、異議がないものと認め、議第20号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

-----○-----

## 5. 報告

○議長(東 令佐君) 次に、報告第8号から報告第9号を一括して事務局より説明を求めます。

○事務局長(宮田辰也君) 報告第8号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理しましたので報告します。今回は22件の解約を受理しております。28ページをお願いします。

報告第9号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告いたします。平成27年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は1件の届けを受理しております。以上でございます。

○議長(東 令佐君) 事務局より一括して報告がありました。質問などございませんか。はい、どうぞ。

○14番(森川正志君) この形状変更ですけれども、形を変えるというけれども、盛土の場合は大体どのくらい以上が形状変更になるとか、わかりますかね。

○事務局長(宮田辰也君) いや基準等とはありませんけれども、そこの地形にあわせてですね、隣の畑とあわせて盛土するとかですね、50cm、多いところでは、高いところでは、私が見てる限りでは2m上げたというところもあるとですよ。

○14番(森川正志君) うちの近所にちょっと相談があったですけれども、田んぼなんですよね、現在、10cmぐらい盛れば裏作に麦でも作られるかどうか、一応聞いてくれということです。

○事務局長(宮田辰也君) 高さの制限はありません。

○14番(森川正志君) 擁壁というか、ちょっと土波を積みばよかったですよね。

○議長(東 令佐君) ほかにございませんか。

(なしの声)

○議長(東 令佐君) それでは、質問もないようですので、本日予定していました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

## 6. その他

○議長(東 令佐君) その他に移りますが、何かございませんか。

(なしの声)

○議長（東 令佐君） ないようですので、事務局の連絡があるそうですので、どうぞ。

○係長（上村健也君） 事務局より御連絡いたします。

活動記録を、毎月出していただいております委員さんの活動記録ですけれども、集計をとる必要がありますので、まとめてでもかまいませんので、提出しておられない方は御提出をよろしく願いいたします。

-----○-----

## 7. 閉 会

○議長（東 令佐君） それでは、ないようですので、慎重なる審議ありがとうございました。これをもちまして農業委員会総会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後 3 時 2 5 分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成27年3月5日

玉名市農業委員会会長                      東        令 佐

農   業   委   員                              谷   川   文   武

農   業   委   員                              池   本   信   秋